
◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉昭宏君） 日程第3、議案第35号 静岡縣市町総合事務組合理約の一部を変更する規約についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（齋藤文彦君） 議案第35号は、静岡縣市町総合事務組合理約の一部を変更する規約についてでございます。

詳細は担当課長をして説明します。

（総務課長 山本秀樹君 説明）

○議長（稲葉昭宏君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○2番（渡辺文彦君） いま加入の動機が説明されたんですけれども、ちょっと自分は理由が聞き取りづらくてわからなかったもので、もう一度説明をお願いいたします。

○総務課長（山本秀樹君） その理由は、資料の一番最後、裏面を見ていただければ、書いてありますけれども、規約変更要旨という中の一番最後のところで、加入理由として、議会議員・・・、これは伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合の議会になります。その他非常勤職員の公務災害事務を共同処理したいからということでございます。

なお、この組合につきましては、町の常勤職員の退職手当の支給に関すること、それから地方公務員以外の非常勤の職員に対する公務災害に関すること、これらの事務を共同処理する組合でございます。

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（稲葉昭宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第35号 静岡県市町総合事務組合理約の一部を変更する規約についての件
を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（稲葉昭宏君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

（午前 9時17分）
